

第1回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議

日時 平成23年11月1日(火) 17:30~19:30

場所 経済産業省本館17階1~3共用会議室

【議題】

1. 議論に当たっての基本的視点について
2. 自由討議

【議事内容】

1. 開会

○片岡課長

それでは定刻になりましたので、第1回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議を開催させていただきます。本日はご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日開催いたします電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議は、電気料金制度やその運用の見直しの在り方についてご意見をいただくため、枝野経済産業大臣が主宰するものであります。座長につきましては、安念潤司中央大学教授をお願いしていますことを、事務局からまず初めにご報告させていただきます。

では、議事に入ります前に、枝野大臣よりごあいさつをお願いいたします。

○枝野大臣

委員の皆さんにはそれぞれご多忙の中を今回委員をお引き受けいただき、また今日もお忙しい中お集まりいただきましたことを、まずは心より御礼を申し上げます。この会を設置した趣旨・経緯についてはいまさら申し上げるまではないかと思いますが、東京電力の原子力事故を契機に、電力制度について国民の皆さまからさまざまな声が挙がっているところです。また、現実的にもこの原発の今後の賠償や廃炉等に大変なお金がかかる一方で、あるいは少なくとも当面原子力から他の電力源へと転換していかざるを得ない状況の中でこれまたコストがかかるということの中で、特に料金についての国民の皆さんの関心も強くなっています。

こうした中、東京電力に関する経営・財務調査委員会が東京電力についてご調査をいただきました中でも、東京電力にとどまらず電力各社に共通する問題として電気料金の今の在り方がこの

ままでいいのかどうかという大変貴重なご提起をいただいているところです。もちろんそもそも総括原価方式の在り方、あるいは発送電分離論についてどう考えるかなど、システム全体についての抜本的な議論も進めていかなければならないところですが、まずは現行制度の下においても改善すべきところ、変えなければいけないところが少なからずあろうという認識の下で、まずそのことについては早急に結論を出して対応していきたいといった思いで、この会議を設定させていただいたところです。

当然のことながら議論の中では総括原価方式そのものについてのご議論なども含めて、さまざまな委員の先生方でご議論いただけるかと思っておりますが、特にまずは現行制度の下で早急に取り組むべき、あるいは取れる対策というものをおまとめいただければありがたいと思っております。特にこれまでのしがらみ等にとらわれず、一種ゼロベースでのご議論をいただければと思っております。電力あるいは原子力に対するさまざまな国民の皆さんのご関心がある中で、この会議が透明性を持って良い議論をしていただくことが、電力システムや原子力制度に対する国民の皆さんの信頼を回復する入り口になるのではないかという思いもございますので、ぜひ先生方には大変本当にご多忙の中委員をお願いして恐縮ですが、そうした観点でご協力いただけますようお願いを申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○片岡課長

ありがとうございました。では、柳澤大臣政務官からも一言お願いします。

○柳澤大臣政務官

大臣政務官を仰せ付かっています参議院議員の柳澤光美と申します。私の場合には、原子力災害現地対策本部長も仰せ付かかっていて、またいろいろな意味で勉強させていただいて、皆さまにもまたご協力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○片岡課長

ありがとうございました。それでは、安念座長から一言ごあいさつをお願いします。

○安念座長

中央大学の安念です。どうぞよろしくお願いいたします。普通この種の審議会のようなものは学識経験者という人々が委員になるわけです。先生方は皆さん学識者であることは間違いないことをごさいます、多分この分野での最高のプロに集まっていたものと存じます。私は学識者ではございませんで、経験者です。どういう経験かと申しますと、過去に電気料金を払ったことがあるという経験者として、一ユーザーですので、そういう立場で司会進行と時計係だけさせていただこうと思っております。もっとも先生方の議論の水準にとっても及ぶべくもございませ

んが、学生に戻ったつもりで予習・復習に努めて、先生方の議論に少しでも付いていけるように努力したいと思いますので、よろしくご指導賜りますようお願いを申し上げます。

○片岡課長

ありがとうございました。それでは、カメラ撮りはここまでといたします。カメラマンの方はご退席願います。プレスの方の傍聴は引き続き可能ですので、よろしく願います。では以後、安念座長に進行をお願いします。

2. 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の設置について

3. 議事の取扱等について

4. 議論に当たっての基本的視点について

○安念座長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいりたいと思います。委員の先生方のご紹介は名簿と座席表が配布されていますので、それをもって代えさせていただきます。

次に議事の取り扱いと本会議の議論に当たっての基本的視点について、事務局からご説明をお願いします。片岡課長、お願いします。

○片岡課長

資料3につきましては設置の趣旨でございますので、これはもうご説明しましたので省きます。

資料4、1枚紙がございます。議事の取り扱いについてです。公開につきましては、議事要旨は原則会議終了後2週間以内に作成し、公表する。議事録につきましては、1カ月以内に作成、公表。配布資料は原則として公開とします。しかしながら、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開とするかどうかにつきましては座長に一任したいと考えています。

続きまして、資料5をご覧くださいと思います。本会議の議論に当たっての基本的視点です。まずわが国の電気料金制度におきましては、小売りの部分自由化と軌を一にしまして、競争の経営効率化の効果を規制分野に機動的に還元するという一方で、平成12年以降「値下げ届出制」を導入しています。その趣旨は、事業者間のサービス向上競争の促進、経営効率化分の自主的な内部留保による財務体質の強化と目的でした。他方で、経営効率化分の配分に対する説明責任を前提としています。

他方で、値下げの届出の改定におきましては、行政は事前に原価の査定を行わないということですので、値下げ幅について事業者による効率化によるものか、あるいは過去の届出原価の見積もりが過大だったことなどによるものなのか、明らかではございません。去る10月3日に公表さ

れた第三者委員会の報告書におきましても、原価の適正性が確保されていないのではないか、また原価の中に電気の安定供給に真に必要なもの以外の費用が含まれているのではないかといったような指摘がなされています。規制料金であります以上、市場価格に代わって行政が適正な料金を担保すべきということで、適正な原価の確保が求められます。その上で、どのように事業者の説明責任を前提に経営効率化努力を促すメカニズムを入れるかといったものが課題だと考えています。

このため、本会議におきましては規制料金として行政による原価の適正性確保と事業者の経営効率化インセンティブをどのようにバランスさせるか、その際にどのような費用についてどのような水準までを適正な原価と考えるか、また対外的な説明責任をどのように確保するかといったことを中心に検討すべきではないかということです。

なお、料金原価を規制するか、あるいは市場調査に基づく自由に委ねるかといったような電力システム改革そのものに依存する課題につきましては、別途経産省においても検討されることから、本会議におきましては現行の規制料金制度の範囲内における見直しを中心に検討すべきではないかということです。

資料6につきましては若干参考資料っぽい話になっていまして、後ほど山内先生、それから大西先生からこれと相当重複するご議論がございますので、事務局からの説明は省かせていただきたいと思います。適宜議論の中で必要があれば参照したいと思います。以上です。

○安念座長

どうもありがとうございました。それでは、今ご説明いただきました議論に当たっての基本的視点を踏まえまして、とりわけ現行の規制料金制度の範囲内における早急な改善点をピックアップするという基本的視座でこれからお話しいただくということです。まず、委員の皆さまからプレゼンテーションをいただきまして議論を深めたいと思います。

まず初めに、公共料金研究の第一人者でいらっしゃる一橋大学の山内委員より、「国内公共料金、海外電気料金の現状について」というプレゼンテーションをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

5. 国内公共料金、海外電気料金の現状について

○山内委員

承知いたしました。それでは、お手元の資料7になりますが、ご覧いただければと思います。これからお話しするのは、公共料金、特に総括原価主義を中心とした公共料金の内容をどうい

ふうに見ていくかということ、それからその問題点、それに対する対処策がどうなっているかという話であります。

1 ページ開いていただきますと、総括原価主義ということで書いてあります。言うまでもないことですが、ノーロス・ノープロフィットで総括原価というものがあるということでもあります。重要な点はそこに「三大原則」と書いてありますが、効率的な経営、公正報酬の確保、不当差別の禁止ということでもあります。これは日本の公共料金関係は通常事業法で規制するわけですが、これは電気・ガス・エネルギーに限らず、ほとんどの事業法で同じような内容になっています。場合によっては、これに対して利用者の利用を妨げるものでないものというような規定があります。これは要するにあまり高い料金は駄目ですよという意味ですが、それが入っているものもあります。

総括原価主義の基本は費用積上方式とレートベース方式になっていますということです。今回これで議論するのは、総括原価のうちでもレートベース方式ですので、費用積上方式は簡単に申し上げます。資料の下のほうに書いてございますように、基本的に総括原価というのは営業費と税金とそれに適正利潤を加えたものですが、営業外費用である支払利子それから配当部分をあらかじめ適正利潤としておいて、それを積み上げる、合計する方式が費用積上方式というものです。

実際どういうところでやられているかということ、下にありますが、上下水道といった地方公営企業、あるいは中小の私鉄やバス・タクシーなどです。公営企業の場合は利潤部分を出さないということが重要ですし、中小私鉄やバス・タクシーの場合は固定資産がそんなに大きくないところでこういうものが用いられているということです。

公営企業などでは利益概念、利益を上げることが非常に厳しく制約されています。それで積上方式を使うわけですが、この場合事業実行上なかなか難しい資金ショートの問題があります。要するに積上方式では運営資金が不足する可能性が高いので、下に書いてありますが、資産減耗費や資産維持費など、これはイギリスではキャピタル・メンテナンス・コストとっていますが、このようなものを費目に入れておいてその部分のキャッシュを賄うようなこともやっています。これは重要な点だと思っています。

次のページで、レート・オブ・リターン・レギュレーションを説明します。これはアメリカで19世紀から基本的にやられていたやり方です。適正利潤のところを「レートベース×公正報酬率」ということで計算するというのです。かつては正味資産ということで簿価を取っていたのが実際ですが、最近これについていろいろ考え方が変わっています。会計自体の考え方が変わっているので、それにつれて正味資産の考え方も変わっているということです。日本では1932年から導入されていると思います。

公正報酬率規制ですが、そのメリット・デメリットは、そこにありますように比較的社会的に分かりやすいということはあると思います。それから、財務的に安定するので、大規模な投資を必要とするようなところの安定性、あるいは財務自体を適正に確保するのでサービス水準が確保されるという言い方をすることもあります。それから、「レートベース×公正報酬率」というやり方を取っているので、例えば資金調達といった点についての自由度があって、それがある程度のインセンティブになっているという指摘もあります。さらにこのやり方ですが、大体規制というのはタイムラグが伴うので、タイムラグがインセンティブになっているという話もあります。

問題点は、大きく分けて二つです。一つは経済的な非効率、経営上のスラック、X 非効率が出るという話があります。それからアバーチ・ジョンソン効果とあって、後で話をしますが、資産を膨らませるのではないかと議論があります。これらに加えて規制の失敗という議論もございます。要するに、このような規制の場合かなり膨大な情報を必要とするものですから、情報の非対称性がある。結果的に規制側が非規制者に取り込まれるのではないかと議論であります。

そこで、もう少し具体的に見ていただきたいのが次のところからです。

一つの問題は、公正報酬率規制の場合、構成報酬率をどういうふうに決定するのかという話があります。具体的にいうと、他人資本と自己資本に対する報酬、支払利子と報酬を加重平均したようなものになるわけですが、では一体それが実績でいいのかどうか、どのような指標を参考にそれを決定するのかという問題が残ります。

そこに「事業リスクの考慮」と書いてありますが、基本的にある事業に対して公正報酬率を決めるときの考え方は、総収益主義といいますか、事業リスクが同じようなものと同じぐらいのリターンを出すという考え方です。具体的には、客観的な指標を使ったり、個別リスクについては資本資産評価モデルを使ってβ値でリスクプレミアムを付けてというようなことをやっています。これはイギリスとかもやっているし、日本の電気料金についてもこの考え方は入っているというのが事実です。下に JR とかが書いてありましたが、このようなのが具体例です。先ほどの資料6に、電気料金についても同じような説明があると思います。

次のページです。アバーチ・ジョンソン効果というのがあります。これは要するにレートベースが基本になって報酬額を決めますので、いってみれば、レートベースを膨らませればそれだけ絶対額として報酬が増えるという話です。経済学の理論でもいわれていますし、それから実務上も昔から指摘されていた問題です。1980年代ぐらいでしょうか。70年代から80年代にかけて実際にレートベース・パディングがあるのかなのかという、経済学の一つの議論になった時代もございました。

ただ、アバーチ・ジョンソン効果の逆もあり得るということです。これは、例えば公正報酬率

を必要利率以下にすると投資が減退するという問題があります。これについてよくいわれるのは、高度成長期の日本の私鉄がこれに当てはまるのではないかというようなことです。

それから、レートベースの決定の問題というのがあります。一つは、その範囲がどうかということですが、今回の議論もレートベースをどこまで取るのかという議論があります。それからもう一つ昔から議論になっているのは、取得原価なのか、あるいは再取得原価なのか、簿価か時価かという話です。アメリカではこれについていろいろ訴訟があって、44年のホープ・ナチュラル・ガスというのが有名なケースです。答えになっていないのですが、これでその時に応じて時価と簿価の組み合わせという話になりました。ただ、これについては会計自体の考え方が随分変わってきていますし、事業自体の技術革新なんていうのも加味されることがあるので、それぞれにおいて違います。有名なのは電気通信の接続料金です。これは必ずしもレート・オブ・リターン・レギュレーションの話でないのですが、LRICというやり方をしています。これは長期増分費用方式といわれるもので、新しい技術を取り込んだときにどのぐらいのコストになるかということを経営者が計算するやつです。先ほどの時価簿価の話でいうと遊休施設や施設稼働率の話が今回も指摘されていますが、これをどう考えるのかというのがこれに繋がってくる話だと思っています。

大きく経営効率をどうするかという話はインセンティブ規制に結び付いています。これは二つあって、一つは公正報酬率というか総括原価主義の中でインセンティブを上げるということと、総括原価主義自体をやめてしまうというやり方をやるケースもあります。下にPBRと書いてありますが、パフォーマンス・ベースド・レート・メイキングあるいはレギュレーションというものがあります。これは、実際にコストを見ないで規制するというやり方でもあります。それから、もちろん規制緩和や自由化をすれば規制自体がなくなるということもあります。

次のページはインセンティブ規制の例ですが、いろいろあります。ヤードスティック、それからプロフィットシェアリングやさらにはプライス・キャップやレベニュー・キャップ、フランチャイズ・ビiddingというのがあります。下の二つは大きく総括原価とは違う方向にいくので今回は説明しませんが、基本的には二つ、ヤードスティックやレベニュー・シェアリングということになります。

ヤードスティックは複数の事業者を直接競争させるのではなく間接的に競争させて、比較して規制するというやり方です。日本ではバスやタクシーなどの道路運送事業で標準原価方式を取っているのですが、例えばバス会社がある1県に幾つか複数あるとします。それらについて標準原価対象事業者というものを決めます。標準原価事業者は極端に費用が高いもの、低いものをカットして代表的な事業者の集合です。その間の平均を取ってやって標準原価にする。それ以上のコストのところにはそれを上回る分を完全に認めるわけではないというやり方をやるやつです。も

う少し複雑なやり方も行われています。

次のページに、電気事業のヤードスティックがありますが。費目を限って、それを事業者間で比較して点数を付けて、その絶対額と伸び率と変化率両方を合わせて査定のときにそれをを用いるというやり方です。よく縦査定と横査定とっていますが、まずは絶対額を査定した後で事業者間の比較をする横査定をするというやり方であります。

その次のページは鉄道です。鉄道の場合はもう少しフォーミュラ式になっていまして、これも費目ごとに回帰式かを作っておいて、その回帰式に当てはめて平均的な費目の額を計算してやるやり方があります。

最後に、これは日本で昔ガスでやっていたことがあります、利益配分規制というのがあります。これはインセンティブを付けて、真ん中辺りに「社会契約規制」と書いてありますが、事業者がこれだけ効率化します、そうするとコストが下がって利益が出る、そうするとリターンが大きくなる、それ全部を規制側といいますか社会的に料金を下げるといふ形も取れますし事業者に留保するという形も取れます。その二つの間を取って、一部は事業者に留保させて一部は社会的な値下げに回すというやり方です。アメリカではスライディングスケールとっています。ポイントは、事業者側に社会的に何か約束させるというところがあります。アメリカでは今でも送電線の託送料金なんかでこれを使っているところが多いと思います。

大体以上のようなのが料金規制の概要ということです。その後は少し実態がどうなっているかということを書いてあります。

その次のページは、行政関与の方法によるもので、国が決めるもの、政府が認可するもの、届け出るもの、地方自治体がやるものです。地方自治体は地方自治体がやっている上下水道といったものがあります。国が決定するものでは社会保険の診療報酬などです。これに書いていないですが、公共放送の受信料もここです。それから政府が認可するものは電気・ガス等です。上限のケースもあります。電気の場合も上限になっています。届け出るものというのは下にありますが、世界的にも日本もそうですが、例えば航空運賃なんていうのはかなり自由化しましたので、届けだけということになっています。

その次のページに、分野ごとにどういうふうに決めているかというのがあります。大体は総括原価といいますか、原価を見てやるということになっています。

一つだけ特徴的なのは、一番下に電気通信というのがあります。電気通信事業法の中で、特定電気通信役務というのがあります。これは固定の音声電話とかそういうたぐいのものです。それについては、日本で唯一プライス・キャップのやり方をしています。これもいろいろ議論があるのですが、プライス・キャップというのは上限規制ということと同じなのですが、電気通信の場

合は総務大臣の指定のシーリングといいますか上限を付けて、それ以下ということになっていません。

プライス・キャップの議論をここでどこまでやるか分かりませんが、基本的にプライス・キャップというのは経営の効率性というものを前提として価格を設定するわけでありまして、その意味で例えばこの場合 NTT 東西ですが、NTT 東西の効率性を計算してどのくらいの効率化がなされるかというようなプライス・キャップをかけています。ただ、プライス・キャップの基本的な形は物価の上昇を前提としていますので、「P-X」で価格が物価上昇につれて上がっていくところを X という効率性で抑えるということですが、日本の今の状況というのはデフレが続いておりますので、非常に難しい運用になっているということがあります。

それから次のページは公共料金の推移ということですが、日本の場合はものによって違います。技術革新が大きいものは料金的には非常に下がってきています。

次のページは諸外国の料金規制です。冒頭に申し上げようと思って忘れていましたが、大体規制料金というのは世界的にだんだん自由化の方向に向いてきています。それで、70年代にアメリカでいわゆるスタグフレーションのような形の経済状態になったときに、こういうレギュレーテッド・プライスというのがその中で問題ありといわれて、規制緩和することによって競争、競争によって効率化、具体的にいえば料金を下げていくというような流れになっています。

一方で80年代にイギリスではサッチャーさんが首相になりました。イギリスの場合には公企業が大体こういった分野をやっていました。ヨーロッパは公企業が多いですが、その公企業を民営化するときに自由化するということになりました。特に電気なんかは特徴的に自由化された分野です。ですから、ここにありますように諸外国の電気料金で小売りについては自由料金というのはかなり多くなってきています。これは競争を入れているということです。もちろん場合によってはプライス・キャップをかけたり、アメリカでは州によって違いますので、その辺の違いはあるということがあります。

それが実態です。ただ次のページはアメリカの家庭用電気料金ですが、こういった競争を導入することで料金が劇的に下がるということはないことではないようです。それよりもどちらかというと料金が効率化するといった方がいいのではないかと思います。この料金の変化を見ていただくと、2000年代の後半、エネルギー価格が高騰した時期ですが、それを正直に反映して料金が上がっていくというような形になります。

次のページは欧州の電気料金の変化です。これは産業用の需要家ですが、大体同じように2000年代の後半にかけて上がっています。日本の電気料金は、この時期にもそれほど上がらなかったのです。それは、この経営・財務調査委員会の中でご指摘になっていらっしゃると思いますが、財務体

質を比較的余裕を持たせておいて、燃料の価格の変化みたいなものをそこで吸収させるような仕組みをやってきたというのが事実だと思います。それから東京電力について言うと、柏崎刈羽が地震で止まったときかなり財務体質が厳しくなって、それもそのバッファで吸収したというような経緯だと思います。

私の方からの説明は以上ですが、この報告書を読ませていただきましたので、また機会がありましたらそれとの関係でコメントさせていただきます。どうもありがとうございました。

○安念座長

どうもありがとうございました。報告書との関係でのコメントはまた後ほどということにいたしまして、続きまして東京電力に係る経営・財務調査委員会に事務局次長として参加されました大西委員に、『東京電力に関する経営・財務調査委員会』で指摘された論点について」と題しましてプレゼンテーションをお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

6. 「東京電力に関する経営・財務調査委員会」で指摘された論点について

○大西委員

先ほどご紹介ありました大西と申します。よろしく申し上げます。まず私はこの約 4 カ月、9 月末まで東京電力の経営・財務調査委員会のタスクフォースの事務局次長としてやってまいりました。これにつきましては報告書を整理したものでございますが、やはり平成 12 年に値下げが届出制になって以降約 10 年以上の間、実際その認可がなされていない、その中でやはり原価というものについての調査もしくは吟味がなされていない中で、この辺の料金制度を調べたという意義があったのかと思います。お手元の資料に沿ってご説明申し上げます。

まず 3 ページからご説明申し上げます。ここでは規制料金、50kW 未満の小売・託送の規制料金と、50kW 以上の自由化料金ということで、ポイントとしましては東京電力で販売電力の 6 割が自由化部門、4 割が規制部門に対して、ここ直近 5 年間でいいますと全体の約 9 割が規制部門で利益を稼いで自由化部門が残りの 1 割ということがファクトとしてございます。

これはなぜかということで、下の※3 に自由化部門の利益割合が低い理由として、新潟県中越沖地震に伴う原子力稼働率の低下もしくは燃料価格の高騰等により火力燃料費が増加し、相対的に火力燃料費の割合が多い自由化部門の収支が圧迫されたと東京電力側はそのような説明をしていますが、これをどうとらえるかにつきましては私どもはまだ十分調査できていません。ただ、ファクトとしてはこういう現象があるということです。

続きまして 4 ページです。規制料金の単価につきましては、これは先ほど少し触れられました

燃料費調整制度ですので、この左側のグラフを見ましても規制料金の単価については増加傾向にございます。それから、標準家庭の電気料金の推移につきましても、燃料費調整制度の影響で細かく推移しています。一番右の表にございますとおり、東京電力が他電力と比べて単価がどうかということで見ますと5番目ということで、全国から見ると中位程度の水準にあるという状況です。

次の5ページです。諸外国との比較で見ますと、左側のグラフにございますとおり、主要な規制料金の諸国の中では高い水準にあるのかなと。ただ、これにつきましてこの「高い」というものが電気の品質がいいので高いという説明がよくなされるのですが、私どもの方で検証して品質と料金の相関関係があるのかということで調べたのですが、右のグラフにございますとおり、品質のうちの停電時間もしくは送配電ロス2点においていずれも相関はないということから、事実としてこういう状況にあるということです。

続きまして6ページです。これは制度のお話ですので、先ほどの経済産業省さんの資料とほぼ同じです。簡単にポイントだけ申し上げますと、平成12年の値下げ届出制度以降本格的な改定が行われていないということで、一番下の黄色いところにございますとおり、東京電力については直近の料金認可は平成10年の改定時ですが、実際の査定においては総原価の約4割を占める資本費、これは減価償却費等ですが、修繕費等について0.1%の減額査定にとどまっていた。こういうことから、個別に各原価の適正性についてまで詳細な確認は、このときにおいても行われていない可能性があるのではないかと私たちは考えました。

次の7ページです。7ページは、今申し上げた値下げの届出制度と趣旨です。これにつきましては左の下のところでございますとおり、基本的には料金引き下げの事業者の自主性を尊重するという意義はあるかと思えます。左の一番下のかぎかっこにございますとおり、料金引き下げの場合の届出制の導入により事業者の自主性がこれまで以上に認められることになれば、料金引き下げ原資があるときに、すべてを原価の料金引き下げに充てるか一部を財務体質の強化に充てるかの判断が自主的に行い得ることになり、事業者がより経営効率化努力を行うことが期待される。一応この当時はこの趣旨で、この目的で行われました。この目的自体は正しいのかなと。ただ、実際その検証がなされていない中でどうなのかというところが課題なのかなということです。

それからもう1点は、原価算定期間につきまして実際ルールがございませんので、東京電力の場合は1年という原価査定期間で2年ごとの改定ということで、このルールがないことについても一つの課題なのかなということです。

8ページです。これは料金の算定方法です。ここの左側にありますとおり、こういう基本料金、それから従量制の電力料金に加えて燃料費調整額もしくは太陽光の発電促進付加金の構成で行わ

れています。それから、これの基本料金と電気料金の総和、いわゆる総括原価で「適正費用＋公正報酬－控除収益」と、ここで定められたということです。

次の9ページですが、ここでは個別の原価の算定プロセスということです。すべての原価をこのように9部門から一般原価を8部門に振り分けて、その中から送電等関連コスト、送電等非関連コストに分かれて、一番右下にございますとおり特定規模需要に対する送電等関連コスト、これも託送料金とそれ以外に分けます。これも後ほどその託送料金が適正なのかどうかという問題にはなるかと思うのですが、こういう算定プロセスになっています。

10ページです。事業報酬の仕組みとしては先ほどのご説明にあったとおりですが、もう少し細かく申し上げますと、レートベースといいます事業資産につきましては、ここにございますとおり、発電所・送電線等の特定固定資産もしくは建設中の資産、核燃料資産、特定投資、運転費等というようなものが入ってまして、報酬率につきましては自己資本比率30%に他人資本比率70%ということでそれぞれ加重平均して計算して、実際今直近で申し上げますと20年間改定のところございますとおり、事業報酬率は3%と。その内訳が自己資本報酬率5.42%、他人資本報酬率1.93%の数値を用いて算定しているということです。

11ページ、燃料費調整制度です。これにつきましては、輸入燃料の価格を料金改定のとときからの変動を反映して調整するといった制度で、平成21年5月より過去3カ月、この左上のグラフにございますとおり3カ月分とタイムラグ2カ月後の3カ月後に調整するというようなルールで調整するといったところです。

この問題点は後ほど申し上げますが、電源構成の燃料の上下については調整制度で反映できるのですが、改定時に原油、LNG、石炭等その他の燃料の構成比についてはその調整がこの制度ではできないというところが一つの課題になっています。

12ページは託送料金ということです。これはPPS（特定規模電気事業者）やその他の一般事業者が東電のネットワークを介して需要者に届けるときの料金ということです。要は、東電のネットワークを利用して幾ら払うか。これも電力自由化との関係でこの託送料金が適正なのかどうかというのは非常に大きく検証が必要なところなのかなということです。

13ページは自由化料金の概要ということです。これにつきましては、規制料金と同時に概ね緩やかな増加傾向にあります。本来自由化ですから相対交渉で決まるのですが、実際は規制料金と同じような原価からはじかれる料金単価をベースに、多少交渉しているというような実情です。

そのような状況を踏まえて、14ページで検証の方向性ということで幾つか整理させています。大きく分けて四つの点がございます。ただその一番上の黄色のところございますとおり、まず適正な原価という場合には2種類の概念がございまして、一つは、届けられた原価が算定期間中

に実際に支出が見込まれるコストを的確に反映しているかどうか、いわゆる名目として合っているかどうかということです。それからもう一つは、名目として合っていたとしても、実質上このコストというのが本当に経営努力の結果となるいわゆる合理的なコスト削減の努力をした結果なのかどうかというところでの実質的な議論という、この2種類があるかと思います。ここでは、実質的なコスト削減の議論は置いておいて、名目的なところでどうかということを議論しています。

検証1としましては、適正な原価ということで、規制料金の原価が適正な原価になっているかどうか、電気事業を営む上で真に必要な費用だけが盛り込まれているかどうかということです。ここでは、例えばオール電化についての費用であるとかもしくは幾つかの団体への寄付金だったり、このような幾つの例がコストとして原価に盛り込むべきかどうかという議論があるかと思えます。

それから2点目は、適正な利潤の検証ということです。先ほどの公正報酬の掛け算の一つになりますレートベースが適正かどうか、適正な利潤を事業報酬が満たしているかどうか。これは、先ほどの掛け算としての自己報酬比率もしくは自己資本比率の数値が適正なのかどうかという議論です。

3番目は、第三者による料金の適正性の確認、妥当性の評価が行われているかどうかです。

4番目は、託送料金の検証です。

この四つの点が今後の検証の方向として必要だということでもあります。

以下、細かい点が幾つか報告されています。

かいつまんで申し上げますと、16ページの表では、実際の規制料金の原価として織り込まれています固定費と可変費、変動費と固定費の合計で見ますと固定費の占める割合が多いのですが、その固定費と同様、実際の届出時の原価と実績というのが乖離しています。このマイナスというのは、下の方が実際の料金で、上の青い線の方が届出時の料金原価です。これにつきましては東京電力の経営努力によるものということを全く否定することはできないのですが、ただこのようにほぼ毎年、平成20年ごろに逆になっているのですが、これは新潟県原発の事故による影響だと思いますが、この乖離がどうかというところが一つのファクトとして問題になるかなということです。

17ページです。その要因として一つ考えられるのは、修繕費というものが毎年届出と申請、実績とのギャップがあるということです。修繕費につきましては、比較的調整がしやすい項目でもあるのかなということで、実際の料金原価の乖離は10年間で見ますと累計6186億円、実績よりも届出の方が多かったということです。

修繕費で見ますと、これも同様に先ほど申しました乖離があるということを示すのが 18 ページの資料です。

19 ページは、燃料費についてということです。ここも乖離については、青字は逆に上回っているのですが、下が実績の方が下回っています。燃料費につきましては、今度は逆に地震等の原発停止もしくはその他の問題があったときに、先ほど申し上げた燃料費調整制度が電源構成の影響というのを勘案できないということから、逆に電力会社側には不利な影響になっているということがここでは分かる状況です。

20 ページも燃料費調整制度についての参考資料です。これにつきましては、先ほどの 2 カ月のタイムラグがあるので、期ずれの問題があるということが指摘されています。

以上をまとめたものが 21 ページです。すべてのコストの中で実際届出と実績との乖離というのが出ています。それを現行の料金制度の下で適正な原価より過大になっていてその分利益を留保できる構造となっている一方、今度は燃料費につきましては先ほど申し上げましたとおり事故等が起こった場合に調整ができないという制度になっているので、この二つの問題がこの数字から推察できるのかなということです。

22 ページです。今度は原価につきまして、幾つか数字等が書かれています。電気事業を運営するに当たって必要と見込まれる原価については、これを原価の基礎にしなければならないということです。ここに記載の中で、例えば普及開発費というのは広告宣伝費だったりもしくは PR 施設運営費、広告宣伝の中には先ほど申し上げたオール電化のテレビコマーシャルのコストがどうかとかそういう議論があるかと思います。それから諸費にも諸団体への寄付等があつて、これらを含めて今現在は総括原価の中で織り込まれているのですが、これが全部織り込むべきかどうかという議論があるということです。

23 ページです。ここはコスト削減ということです。今現在東京電力さんは原子力損害賠償支援機構さんとの間で特別事業計画を策定中ということで、この左の箱にありますとおり人件費もしくは不必要な投資の抑制、それから個々の調達原価の単価を削減していくというようなコスト削減の努力をしているということです。

25 ページ、適正な利潤ということです。ここでは、下の表のブルーの中で、例えば平成 16 年、18 年、20 年といずれも料金改定をしたときですが、ここで認められる公正報酬というのは、もともとレートベースという施設を調達する上で必要な自己資本のコスト、他人資本のコストを報酬ということで与えるという概念です。例えば平成 20 年で見ると 3020 とあるのですが、それ以降の実際の支払利息と配当金の差というのがここに出ていて、ここは内部留保になっています。これ自体が悪いということではないのですが、一応そのファクトとしてこういう差が生じています

ということです。

26 ページは先ほどのレートベースというのをもう少し具体的に示したものです。レートベースの対象となる資産は、左のところにございますとおり、平成 12 年度は 11.7 兆円であるのに対して 20 年は 10.1 兆円で、一応減少傾向にあるということで、その大半は電気事業の固定資産が占めるということです。この中で、例えば長期計画停止の火力発電所、停止中の火力発電所についても、資産の簿価がこのレートベースの対象になるのが果たして適切なのかどうかという議論があるということです。

27 ページ、事業報酬率の適正性ということです。一番左のグラフを見ますと、先ほど申し上げました 30%というのが自己資本ということですが、実際はこのグラフにありますとおり平成 22 年でいうと 9%ということから、ある意味業界で一定の平均水準で取った 30%という自己資本比率に近づくために電力会社に余裕を持たせているという意味があるのかなと。ただ一方で、こういう差を設けることが果たしていいのかどうかという逆の議論もあります。ただ、ファクトとしてはこういう実際の報酬率の算定の基礎となる自己資本と他人資本の割合と実際の差があるということです。それから、例えば自己資本報酬率の前提となる ROE も実績値との間では上だったり、逆に低かったりという違いもあるのと、他人資本の報酬率と有利子負債の利率も有利子負債の利子実績の方が低いという事実があるということです。

29 ページは、第三者による規制料金の妥当性の評価ということで、電気料金情報公開のガイドラインというものが実際にあるのですが、ここでは情報開示が十分でないということ、それからこの下で事実上第三者が料金の事後的な評価を行うことはできないということから、必ずしも十分な機能をしているのかどうかという問題が指摘されています。

以上のような点をまとめたものが 31 ページ、32 ページです。現行の料金制度についての改善策もしくは課題の摘示ということで、第一は総原価の適切性、その中の 1 番目としまして営業費用の適切性です。ここは先ほど申し上げた實際上コスト削減が本当にその企業としてのベストの効率的な経営に基づくものなのかという実質の議論というのがあります。それに加えて、届出と実績という名目というのがきちんと回っているかどうかという両面を着目しなければならないということです。

その中で、総原価の対象となる費用について、電気の安定供給に真に必要な費用に限定されているかどうかという議論です。それから営業費用の算定に当たっては、現在は 1 年間ですが、実際は経営のある意味経営計画を立てるときは普通は 3 年とか 5 年という期間で立てるので、そこで一定の経営努力というのを反映する意味でも、1 年ごとというよりはもう少し長期で認めるべきではないのかというような議論がございます。それから複数年度の原価算定を行われた後も、

結局今の制度ですと値下げでは認可がございませんので、そこでの調査というのはありません。そうすると、一定の算定期間をベースに電力料金の認可が行われた後は、その経過後に規制当局による適切な原価算定を行う必要があるのではないかという課題の指摘もしています。

それから2点目は、レートベースの対象となる資産が電気の安定供給に真に必要な資産に限定されているかどうかです。課題としてあり得るということで例示しているのは、例えば発電所の場合は、ピークの電源でいいますと稼働率が結構かなり低いものもございまして。こういう低いものもそのままそういうレートベースの対象に丸々乗せるのが妥当なのかどうか、もしくは送電網につきましても今般の福島原発の事故によって発電所からの電気の流れが実際変わっています。こういう中で新しい送電網の整備計画というのがきちんと反映されているかどうかというのも当局においてチェックしなければならないのかなど。

事業報酬率の適正性につきましては、今現在は先ほど申し上げた実際の自己資本比率・他人資本比率ではなく一般のあるべき事業者の3割というものを使っているのですが、これもこういう中で実際これでいいのかどうかという議論はあり得るのかなど。このタスクフォースの報告ではこれについての問題の指摘はしていないのですが、議論としてはあり得るのかなど。

それから、料金等の適正性の評価につきましても、電気料金のガイドラインについての第三者の評価の制度についても見直すべきではないかということも指摘しています。

32 ページにつきましては、電気事業者を規制する一方でインセンティブを付与する必要性から、原価算定期間については単年度ではなくて複数年度の中で事業者が努力したものはインセンティブとして内部留保を認めてもいいのではないかなどというようにことを指摘しています。

それから第三としては、先ほど申し上げた電源構成の変動については燃料費調整制度では反映できないので、一方で原発の停止等による変動があった場合に、何らかの反映できる制度設計があってもいいのではないかなどという議論がございまして。

その他、以下ここに書かれているとおりです。先ほど山内先生がおっしゃられたような諸外国のプライス・キャップ制、レベニュー・キャップ制等のいろいろな枠組みとの比較も検討されるべきですし、規制当局による原価の正確な把握というのはやらなくてはいけないので、こういう料金値上げの際にきちんと査定を行うべきだということです。

以上、少し長くなりましたが、ご説明させていただきました。

最後に1点だけ。私どもが実際ここには書いていないことですが、料金制度の中ではこの議論、要するにコストがどうか、資産がどうかという議論はあるのですが、実際の料金というのはご存じのとおり電気の需要と供給計画でいわゆる設備投資のほとんどの、東京電力でいうと10兆円の資産があるのですがほぼここはもう既に決まっているもので、ある意味途中の後半の出口の議論

も大切ですが、本来需要の予測がどうなのか、もしくは供給計画が過剰なのか過剰ではないのか。ここの議論がないと、本来適切な料金になっているかどうかという議論は本質的には解決でないのかなというの、ここには書きづらいのですが、われわれタスクフォースでやっている中で本質的な課題としてはあるのかなというふうに思います。すみません、長くなりましたが、以上報告させていただきます。

○安念座長

どうもありがとうございました。公益事業料金論の永遠の課題を再び復習しなければならないなという感じはいたしました。本当にありがとうございました。短期間で大変な作業だったのでしょね。ご苦労さまでした。あとは、今回はフリーディスカッションをしていただきます。どなたからでも、どんな論点からでも結構です。今回はとにかく今後の具体的な議論の見通しを持つための会合ですので、どうぞご自由にご発言ください。では大御所ということで、八田先生から口火を切っていただけませんか。

7. 自由討議

○八田委員

突然ですので、今たまたま気が付いたこととお話ししたいと思います。

根本問題は、料金を常にながちがちの総括原価主義で規制すると、事業者から費用を削減する動機を奪うことです。従って、出発点においては、総括原価でもって料金を決めるけれども、その後は、費用を節約したならばそれは利潤に反映できるようにすることは、当然だと思います。それによって、事業者が費用削減努力した分についてはインセンティブを付けることが出来ます。これが、料金算定における根本的な精神だと思います。

ところが、出発点における費用算定が甘かったのではないかという指摘があるわけです。元々入るべきでなかった費用項目や、過大に算定されていた項目がある。この点を、今回見直すべきだろうと思います。その際、費用項目の額を現行制度の出発時点にさかのぼって見るべきなのか、現時点の額で見るべきなのかという問題がある。元々過大に算定されていた項目の費用額を、現時点の額で評価すると、出発時点から今まで個々の企業が続けてきた費用削減努力を無視することになる。それよりも、実際に費用を削減しているところは、その成果を、全てでなくても、ある程度エンジョイしてもらおうというようなことが必要なのではないかなと思います。

それで、先ほど山内先生もおっしゃった、スライディングスケールというのがアメリカで使われているというのはとてもうまい考えだなと思うのです。費用を削減したならば、当事者ももうか

るが、社会も料金引き下げという形で多少シェアをもらいましょうというわけですね。この方式で額を算定するのも一方法と思いますが、これには欠点というのは何かあるのでしょうか。

○山内委員

スライディングスケールはいろいろなやり方がある、一番極端なのは全くコストを見ないで利益だけ見ているというやり方なのです。それが社会的に受け入れられるかという問題があるのですが、逆にコストをきちぎちに見て利益分ということになると、あまりそれが反映されてこない、要するにインセンティブの効果がでてこないと思うのです。ですから、何が欠点なのかといわれると難しいですが、具体的には納得性の問題とどれだけインセンティブをちゃんと与えられるかというところの問題だと思います。

○八田委員

ありがとうございました。

先ほど構成比の問題、燃料の構成比が変わったときにどうするかということが問題になりました。二つの場合があると思います。

第1は、仮に、ガスがやたらに安くなって石油が高くなったために、ガス発電の比率を増やした場合です。その場合には、レート設定において構成比の変化を認めないと、むしろ事業者の一人勝ちになってしまいます。私は、このケースでは、レート設定において構成比の変化を自動的に認めなければならないと思うのです。

第2は、例えば原子力発電所が故障で落ちたために、より高い石油やガスにシフトした場合です。この場合、それを全部認めていると、もともとそういう計画をやったことへの責任はどうなのかという問題ですよ。そういう電源が落ちるような。これは原子力だけではないです。どんな発電所でもです。そうすると、ある程度投資家にも負担してもらわなければいけない面もあるのではないかと。その場合、さっきのスライディングスケールのように、当事者にも消費者にもある程度分担して負担して貰うということもあると思います。その際には、そのシェアをどうするかというようなことが問題になると思うのですが、どこかの決めの問題ではないかなと思います。

○安念座長

ありがとうございました。どうぞ。どなたでもどうぞご発言ください。燃料の構成比が変わったのにそのままオートマチックに認めていいのかですね。オートマチックというか、下に下がるのは結構でも、上がる時はどうなのですか。中東で例えば戦争が起きたらどうなりますか。そうすると化石燃料の値段ががんと上がりますよね。そういう場合はどうしたらいいのでしょうか。

○八田委員

そういうことも全部予見してやってくれよということもあり得るけれども、それは全部はできないですよ。

○安念座長

できないでしょうね。

○八田委員

そうすると、安くなる場合にはいろいろとあると思います。あるいは「無理やりやってちょうだい」とやる必要があると思います。これはあまり白黒はっきりしているのではないのではないかと思います。ある種のフォーミュラを作る必要があるのではないかと思います。

○山内委員

現実にはなったわけですよ。それで、先ほどのご指摘のようにタイムラグが必ずあるわけですよ。構成が変わってすぐにそれに合わせたような原価は算定できないですし、燃料費の調整だって2カ月ぐらいの期ずれがあって、前は3カ月だったのを2カ月にしたと思うのですが。それで、そういうのを全体的として吸収する仕組みというのが必要だったと思うのです。実際には、燃料価格の変動に関連した積立金を自己資本に積んでそれを出すような形で今まで対応してきたのですが、そういうやり方がどうなのかということではあるかと思います。

○安念座長

なるほどね。そうか。論点は何も本当に限定しませんので、どうぞご自由にご発言ください。どうぞ、秋池委員。

○秋池委員

皆さまの発表をお伺いしてしみじみあらためて思いましたのは、やはり電力会社の難しさといえますのは、公的な企業であり公益サービスを提供しているという側面と、もう一方で上場している一般の企業であるという二つの側面があるという点です。この二つを事業者側も、監視する側も上手に使い分けないと、一般企業であればやらないことが公的企業であるということで行われてしまったり、一方で一般企業では不要でも公的な企業であるがゆえに持たなければいけないものというのを排除してしまっただけでその責任が果たせないようなことが起こったりするでしょうから、この辺りを一つ一つ丁寧に分けて見ていくことが必要なのではないかと思っています。

各費用項目のベンチマーキングについて、その中でも同業他社や公益型の企業同士で比較した方がよいタイプのもの、一般企業と比較した方がよいもの、つまり一般の企業であればこのぐらいの費用水準でやっているというようなものとの比較した方が望ましいものが混在しています。ただ、すべてが白黒はっきり分かれるわけではありませぬので、その辺りの判断というのはこの会議で議論しながら何らかの答えにたどり着ければと考えております。

あとは、費用は全体としてももちろん削減していかなければいけないのですが、ピーク時対応の資産などについては、安定供給のために必要な水準というのもあります。一般の企業でも余裕の部分というのは持ちながら急に生産を増やさなければいけないことへ対応していくというようなこともございますので、そういったことへの配慮も必要と考えています。また、何年間を費用算定期間にするのかというの、一般企業が経営目標を立てて実現に取り組む中期経営計画の期間、通常は3年間ですが、こういったものなども参考にしながらこの議論に参加していければと思っています。

○安念座長

なるほど、ありがとうございます。ほかにどうぞ。永田委員、どうぞ。

○永田委員

私は公認会計士の立場で今日参加させていただいていますので、実務家的に申しますと、今秋池委員がおっしゃられた上場会社であるということと公的企業である異なる利害関係を持ったステークホルダーがいる。それに対してさまざまな問題が発生しているわけですが、一つ一般の事業会社が例えばどこまでの費用を原価に取り込むのかということは、そもそも自由競争の料金の中で比較的风险を取ってやる。従って、例えば製造原価の下の販管費も当然コストの中に織り込んで料金を設定する。その代わりに、需要と供給の中でリスクを取って、場合によっては赤字になることもある。しかしながら、少なくとも電力会社の場合はある意味ではコストが回収できるような料金設定になっているということですので、一律同じようなどこまでの費用が公正な費用かということを一般事業会社と同列で議論するのは、私は逆にかえって議論が混乱するのかなと思っています。逆に、こういった公共料金の企業の特性をベースにした議論の方がよろしいのではないかと。

それからもう一つ、電力料金に入れる費用をどういう費用が真に電気事業に必要な費目であったりとか費用であるかという議論がございました。例えばオール電化の費用についても、果たしてこれが既存の電力利用者にとって納得性のあるコストなのかどうかというのが多分一番重要なポイントではないかと思うのです。それは、例えば将来の電力利用者を増やす効果のあるような投資であるとかそういったものであれば、丁寧に利用者の方にお話をして理解を求める必要はあると思いますが、そういう将来的な電力料金を値下げする道筋を付けられるようなきっかけになるような投資コストであれば、それを電力料金の中に反映するというのも一つ考え方としてはあると思います。

しかしながら、そういった投資をどんどん認めていくと、最終的に投資が失敗した場合のコストは結果として利用者に一方向的に押し付けて、経営者が責任を取ることがない、終わってしまう

といったこともありますので、やはりそこについては一定のモニタリングや透明性を担保するような仕組みを作っていくということが必要ではないかと思います。

取りあえず私からはこのようなところです。

○安念座長

ありがとうございます。どうぞ。松村先生。

○松村委員

まず先ほどから「余裕」という言葉が出てきていることにすごく違和感を覚えます。まして修繕費でバッファーだなどという議論が出てくると、なおさらものすごく心配になります。そもそも何か事故が起こったときに、修繕費を減らし、これをバッファーとして使ってやりくりできるなら、もともとの予定した修繕費用は一体何だったのか。減らしても安定供給に支障のない状況だったとすれば、もともとの費用見積もりが過大で、その費用見積もりに基づく料金は必要な費用に基づかない不当に高い料金が付いていたということですよね。もしそうではなくて適正な料金だったとすれば、ではそこからその修繕費を削り込んだら安定供給は大丈夫かと、当然心配になるわけです。修繕費が一番手を付けやすいバッファーなどという議論は、私にはものすごく違和感があります。

このバッファーに関して言えば、あとでまた議論しますが、従来の報酬率は私の目から見ればかなり高めに設定されていて、そもそもこの部分で十分余裕があると考えます。これに追加して更にバッファーが必要などと言う議論が正当かどうかちゃんと考える必要はあります。

次に、東京電力に関する経営・財務調査委員会ですが、これは東京電力に関する経営・財務を見るのが第一の目的で、それと関連する限りで規制も調べたわけですから、規制・制度に関して網羅的に体系的に調べたわけではない。従って、すべての問題を明らかにしているわけではないという点は認識すべきだと思います。すべてのものを調べたわけではないのにもかかわらず、これほど多くの問題が出てきた、後は推して知るべし、ととらえるべきだと思います。

それから、大西さんが先ほど名目と実質ということを強調されておられますが、この点は重要な点なので私からも繰り返させてください。実際に100のコストがかかると見込んでいたのに80のコストしかかからなかったではないか、けしからん、というようなことを多くの人から聞くのですが、そこだけ取り上げたらとてつもなくまずい。ここだけに注目すると、100の予算を立てておいて80しか使わなかった、これがけしからんと言われたら、では100使っておけばよかったのかと言うことになってしまいます。無理やり100使うことは、事業者にとっても国民にとっても全く利益のないことです。ここだけ取り上げてはいけません。ここに注目する際には、もう一つの覚悟、実質のところに入り込む覚悟が必要です。本当に100が必要だったのかをきちんと見る

覚悟があつてはじめて、名目の乖離を問題にする意味がある。経営・財務調査委員会はちゃんとそここのところに踏み込むという覚悟があつて、期間が短かつたので十分できなかったというご批判はあるかと思いますが、踏み込む覚悟もあり、調査し、実質のところでもそれなりの提言をしているということが大前提としてあつて、名目の議論も出てきているという点をご理解ください。

それから、原発の再稼働あるいは停止に関して、突然停止したときにコストが大きく増加する、これの回収をどうするのだ、という議論がありました。確かにこの費用を簡易に値上げできるようなシステムがないと、妙なバッファが別途必要だという議論を呼びかねないので、この議論は重要だとは思いますが。しかしすべてのケースでこの手の費用が自動転嫁されたら困る。

同じように自動転嫁に関して燃料費調整制度があります。これは原油価格上昇のように、電力会社の努力でどうしようもないことが明らかな要素に関して自動転嫁になっているのです。原発が止まるのは、確かに電力会社の努力と無関係な原因もあり得るわけですが、安全投資を怠った結果ということだって原理的にはあり得るわけですが。何でもかんでも無条件に転嫁を認める制度は設計すべきではない。

同じ論点に関するもう一つ重要な点です。皆、原発が止まって料金を上げざるを得ないという状況ばかり話していますが、逆だってあり得るわけですが。今止まっている状況で料金を算定して、その後動き出したとすれば、全く逆にウインドフォールゲインを稼ぐことができるわけですが。値下げ届出制ですから、いざとなったら動き始めてからかなりしばらくたってからそれを反映した届出制を出すことだって、現行の制度ではできるわけですが。これも同様に問題です。上げるときも下げるときも両方問題だという意識を持つ必要があります。

次に報酬率に関してです。自己資本の報酬率を他産業の平均的な収益率を参照して決めています。これは本当に正しい考え方でしょうか。電気に限らなくてもいいと思いますが、本来は公益事業の自由化部門の収益率を参照すべきではないかと思えます。総括原価と地域独占に守られている規制部門での利益率が、競争にさらされている自由化部門よりも高くいいという理屈は私には思い付きません。この点は考える必要があると思えます。

別の点です。東京電力に関する経営・財務調査委員会では、今回指摘された以外にも例えば IPP に関して入札制度の導入も言及されています。新規の電源だけでなくリプレイスも含め全て入札すべしということが書かれていると思えます。もちろん制度的に義務付けられているものではないので、仮にこれが事業者の裁量として形だけ受け入れて、例えば 5 割だけ入札にするけれど残りの 5 割は入札にもかけないで恣意的に自前でやるということを始めたとすれば、その残りの 5 割の費用に関しては、かったコストをそのまま料金に転嫁することを認めてもいいのかという点は考える必要がある。入札をするのであれば、仮に最高価格を下回る応札がなく結果的に一般電

気事業者が手がけることになっても、ある程度透明な形で一般電気事業者が自ら手がけるのが最もコストが低いということを証明できるのかもしれない。それを無視して裁量的に自社でやる場合には、本当に必要な費用だったのか精査する必要がある。無条件に費用転嫁を認めるのではなく、入札すれば下がったであろう費用を控除する必要があり、敢えて入札をしなかった一般電気事業者がその費用が最小であったことの挙証責任を負うべきだと思います。

また別の論点です。低い稼働率の資産をレートベースから外すべきだというのは、僕はかなり微妙な議論だと思います。仮に年間に10時間しか動かない資産でも、本当に必要なものならば、それをレートベースから外すあるいは減価償却費をコストに入れないとすると、安定供給上問題があると心配しています。また最低稼働時間のような基準を設けると、必要もないのに動かす誘因を与えかねず、社会的な無駄が生じかねません。

一方で、そんな低稼働な施設を持つのではなく、デマンドサイドマネジメントなどをフルに使ってもっと効率化することができるのではないかという視点は必要で、そのような対策をやってもなお必要だということが証明される場合に限って、稼働率の低い資産に関しては、稼働率が低いというだけで外すという発想は少し懸念しています。もちろん原価算定期間に確実に稼働率ゼロであると見込まれる資産は別で、この費用は原則として料金原価に含まれるべきではないと思います。

最後に、先ほどから燃料費の期ずれの問題を議論している人がいますが、全く理解しかねます。確かに期ずれの問題があることは分かっていますが、期ずれに関して規制がかかっているのは規制分野だけです。6割の自由化分野は、自分たちで設計した新たな契約を結ぶ自由があるにもかかわらず、一般電気事業者は実際にはやってきませんでした。実際にやっていなかったというのは、そこまでする必要性がなかったからだと理解しています。それを殊更大げさに取り上げて、そのバッファが必要だなどという信じがたい議論は、今までの事業者の行動と矛盾しています。以上です。

○安念座長

ありがとうございます。どんどん本質論に近づいておりますね。大西委員、どうぞ。

○大西委員

今、いろいろ出た議論で若干コメントさせていただきたいと思うのですが。一つは、これは松村委員の方から稼働率についてということで、これもご指摘のとおり部分はあるかなと思います。ただ一方で、これをなぜ入れたかという、結局いわゆるピーク対応もしくは安定供給という中で、過剰だという部分を稼働率が低いにも関わらず丸々原価に入れることによって資産を持つことについての不利益がないという状態、これを何らかの形で是正するためには、すべてなく

すということではないのですが、ただ稼働率の多寡によって多少入れるべき範囲を例えば制約を設けるとかそういう調整はあってもいいのかなと思います。

それから、総括原価の中の原価ということなのですが、これも結局広告宣伝費もゼロかということ、多分一定の事業者は何らかの宣伝もしますし、もしくは電気の安全使用のための広告であれば認めるべきです。そういう意味では、一定の原価に規範的な制約というかレベルというのを当てはめた上で、その範囲で認めるという考え方というのはどこかで出てくるのかなと。要するに、オール・オア・ナッシングではなくて、この範囲ではという議論なのかなと思っています。

そういう意味では、レートベースについても先ほどのアバーチ・ジョンソン効果とまさしく同じような感想を持ったのですが、需要を高くなることを想定して供給をどんどん増やして行って、その原価もしくはレートベースというのを全部盛り込めるとすると、そこは多ければ多いほど報酬が増えるというようなところで、ここもこういうレートベースでの報酬率の考え方なのか、もしくはいわゆる原価に対する一定の利益という資産とは違う発想で報酬率を考えるのか。ここも1回議論してみる必要はあるのではないかなと思っています。

3点目は、先ほどの電源構成が変わった場合に反映すべきかどうかの議論ですが、私個人としては反映させることについて一定の弊害があるケース、例えば経営責任があるケースはやはり除外すべきですが、ただ一方でこういうことがあるがために報酬率についてバッファーを作る。料金制度をクリアにしてその代わりインセンティブもクリアにするという基本思想が正しくて、何か一定の不利益があってそこは事業者がデメリットを被るからバッファーをほかに作りましょうという発想は変えた方がいいのではないかなと感想としては思っています。以上です。

○安念座長

どんぶりの中で損が出たときにはそれで償ってくださいというのはおかしいということですよ。これは生徒が先生方に伺っているという姿ですが、さっき、稼働率が低いものについては丸々原価に入れない、レートベースに入れないと考え方に言及していただきました。それはこういうことでしょうか。ピークロードだけを目指しても普通はオーバーキャパになっている、そこでピークカットをする方向に電気事業者インセンティブを与えることになる、そういうことですか。ピークが低くなれば、持っていなければならない資産は小さくなるわけですよ。そちらの方に誘導しようという意味を持つということなんでしょうか。生徒が先生に伺っているのですが、どんなものなんでしょうか。

○八田委員

もっと適任の先生がおられると思いますが、一応粗っぽい考えで言えばこうではないでしょうか。ピークのために準備するという事は当然あるべきです。しかし、準備の仕方には、各社い

ろいろある。ある社はものすごく準備しているし、別な社は準備していない。準備していると称している会社の中にも、無駄に作ってしまったからその辺に放っておいてあるというのものもある。

そうすると、例えば各社の平均の稼働率を基準稼働率として全社に対して、一律に認めるというのも一つの方法です。ある会社が、例えば需要マネジメントを導入して、基準稼働率よりも高い稼働率で効率的に運営してきたというのなら、遠慮無く基準稼働率の分だけ丸々もらいなさいと。一方稼働率の低い会社にも、基準稼働率しか認めてもらえないから、実質的な報酬率は低くなります。そういうことにしてインセンティブを付けるということではないでしょうか。

○安念座長

なるほど、ありがとうございます。どうぞ。

○山内委員

例えば、もともと今おっしゃったのはあれですよ。だから、レートベース自体に低稼働率を仮に含めないとすると、それなりに施設を抑制することになるので、逆にさっき松村さんが言っていたようにデマンドサイドでうまくやるのではないかと。それは一つあると思います。

ただもう一つ、今八田さんが言ったみたいに、九つ、正確には10個電力会社があるので、その融通という問題もある。いろいろなインセンティブの付け方によって変わってくると思います。ただ松村さんが言ったことに賛成ですが、基本的にはその辺の余裕はあるのだと思うのです。だから、全く稼働率の低いものを排除してしまうというのは少し問題かなとは思っていますが。

○安念座長

どうぞ、ほかの方。

○永田委員

先ほど自己資本に対する報酬率の議論で、松村先生がおっしゃられたところを私も得心するところがございます。しかしながら、ここの自己資本の報酬率のところ期待収益レートといいますが、リスクも織り込んだレート水準になっています。それは一般事業会社であれば、当然その投資のリスクといったものが織り込まれるわけですから、この期待収益レートを適用するのは自然だろうと。一方で、先ほどからおっしゃられている規制業種であって、利益が確保できる前提があるところについてそういうレートを適用するのが妥当だろうかというご指摘だったと思うのです。私は確かに理論的にはそうだろうと。一方で、現状の東電さんも含めて自己資本比率が非常に低くて、ここですますそこのレートが低くなることによって自己資本比率が下がってしまう。それから、電力債等の調達のところのリスクにさらされている中で、今の段階でそういうことに手を付けるタイミングなのかどうかというのは私も分からないというのが正直なところでは。

○安念座長

どうぞ。

○松村委員

あるべき議論をするなら別ですが、一応念のために確認すると、現行の制度は自己資本のリターンを高めて自己資本比率を高めるインセンティブを与えるという構造になっていません。実際に自己資本比率が10%だろうと20%だろうと30%と見なしてやっているの、自己資本を増やすとリターンが増えるという構造にはなっていないという点は認識する必要があります。

○安念座長

永田委員がおっしゃったのは、事実として自己資本の積みが薄いので、いざというときのバッファとしてどうだろうか、あるいは、資本市場でお金を調達するときに「あそこは危ないのではないか」と思われ、それだけのリスクプレミアムを積まないと調達できないというようなことになりはしないか、という事実として問題をご指摘になったのではないかと思います。ありがとうございます。ほかにもどうぞ。山内先生、どうですか。

○山内委員

冒頭にご説明したときに、今回の経営・財務調査委員会のことで少しコメントすると申し上げました。それで、私は幾つかあるのですが、一つは全体的にこれは私も同意できるような内容になっていると思うのです。特に経営ということを考えて、要するにこれは基本的には民間企業ですから、民間企業の経営ということを考えて評価している点で合意できていると思っています。

個別の点でいうと、ちょっと私は松村さんと意見が違いますが、先ほどの実績と届出の乖離というのがありましたが、それはもちろん届出100が本当にいいのかどうかという問題はあるのですが、ただその乖離というのは経営上どうしても出てくるのではないかと思います。それは、どんな会社であっても経済環境の変化や価格の変化やいろいろなところで出てくるので、ある程度の乖離はしょうがないということです。ただ、今回のケースで例えば燃料が上がりましたとかあるいは柏崎刈羽が止まりましたという面をどういうふうに個々に考えるかということに尽きるのかなと思っています。

それから、アトランダムにいきますと、原価算定期間は私も単年度主義というのがそろそろ限界ではないかと思います。昔からこういった公共料金の料金論でいわゆるフォワード・ルッキング・コストという言い方をしますが、将来どうなるのかということを見て算定するというのが基本で、そういう面では当然1年ではできないわけです。確か電力料金のときも託送料金の計算のときにその議論が出たと思うのですが、基本的には1年で計算されるということになっているので、通常の事業会社で中期計画3年間でどう見るのか、その中でコストがどうなるかということだと。

それは基本だと思います。

今回のこの報告書でも、基本的に社会的にこういうふうに情報を開示することと社会との約束事をするというようなニュアンスのことが随所に書いてあるのですが、先ほど申し上げたスライディングスケールみたいな考え方はそれなのです。こうしますということを約束して、その代わりに、さっき八田先生がおっしゃったようにプロフィットとかをシェアするという考え方です。その意味では、今の複数年の算定期間で将来をこういうふうに約束してというのは一つのやり方だと思っています。

それから先ほどのレートベースの中で非稼働施設の話に戻りますが、さっき松村さんが言ったみたいに、その効用といいますか、それがあることによる事業上の効用は認めざるを得ない。その分で入れるのでしょうか。それからまたおっしゃったように、デマンドサイドの問題とどう絡めるかということも考えざるを得ない。ただ、非常に難しいです。どこまで入れてどこまで入れないのかという話は難しいですが、そういう方向なのかなと思います。

ただ、最初の説明のところ簡単に申し上げてしまったのですが、昔はレートベースは簿価で見えていました。だから、買ったお金で見えていました。それは分かりやすいのですが、そうではなくて、最近時価会計というのが基本的で、専門家の方がいらっしゃるのであれですが、時価会計というのが基本になってきているので、その時価会計的な考え方をどういうふうに入れるのか。例えば今のケースでいうと、稼働率が悪い、だけどそれによってある程度のバッファが担保されているとすれば、その部分を利益といいますか、その施設がもたらす収益的なものに還元するという考え方はあるのかなと思っています。電気の場合には生産と消費が一緒だというのが基本ですので、その面ではそういったところが通常の議論と違う形で、違う形というか通常の議論を拡張する形で資産として見る考え方もあるのではないかなと思っています。

先ほどの八田先生のお話で冒頭におっしゃったように、要するに出発点のコストをどうするかという話は松村さんもさっきおっしゃったように経営・財務調査委員会できなりそこがクリアになったので、ある意味ではそれを基にして出発点をどうするかという議論から出発するのかなと思っています。そういう意味では、今回のこの調査は非常に有用だったのではないかなと思っています。以上です。

○安念座長

さっき松村先生がおっしゃったのは、私流に解釈すればこういうことですかね。つまり、事前に100と予測したならば事後にもぴったり100に合っていないなければならない、なんていうことをおっしゃっているわけではなくて、修繕費というのは、調整項目にしていいたいような、そこまでぐにやぐにやなもののなのですか、というご趣旨でおっしゃったように思ったのですが、いかがなも

のでしょうか。

○松村委員

そのとおりです。実績と予想が食い違うのは当然のことです。予想外に多くの台風が来た年に予想外のコストがかさむなどの事態は当然ありえます。

ただ問題は、恒常的というか平均的にキャンセルされないような形でずっと過小評価だとかずっと過大評価だとか、こういう明らかにバイアスのかかった食い違いだけを問題にしているのであって、予想がぴったり合っていないということを非難しているものではない。需要予測だっと同じです。固定費のかなりの部分を変動料金で回収していますから、需要の見積りをマニピュレートすればいくらでもお金が稼げる構造になっているのですが、それだっていつも恒常的に間違えるとすれば非難されるべき、と言っているだけです。

○安念座長

当然だと思うのですね。長期的にはいろいろな要素でキャンセルアウトするはずなのですよね。それが少なくとも普通だろうと思うのです。これもまた生徒として山内先生に伺いたいのですが、契約というのは結局当局と被規制者である事業者がするわけですね。聞くところでは、政府と中央銀行との間でインフレ率について契約するなんていうような例もあるようですが、そもそも契約というのはできるものなのですか。

○山内委員

すみません。具体的に法的な言葉で考えて「契約」という言葉を使っているのではないので。

○安念座長

いやいや、もちろんそれはいいのですが。

○山内委員

おっしゃるような意味では、それがどれに当たるのかというのは非常に難しい問題だと思います。特に日本の行政法体系が事業者と官との間の契約という概念があまりないわけだから、難しいと思います。ただ概念としてそういうものを入れたらどうかということです。

○安念座長

つまり私は法的な概念としての契約かどうかということよりも、どうやってネゴをするのだろうかと思ったのです。

○山内委員

いろいろなあれがあると思うのです。さっき申し上げたように、基本的に情報の非対称ということ前提にして、規制者側が情報を持っていない、そして事業者側が持っている。でも、今回デューデリジェンスをやられてかなりの情報が出てきたわけですね。だから、逆にいうとこう

いうところを基にして契約のフレームワークを作ることは可能かなと思っています。それがさっきも申し上げたように、出発点という話だと思います。

○安念座長

分かりました。私も、当局の方々を前にして言うのもなんだけれども、素人が玄人と契約するというのは本当にどんなものなのかなと思ってしまったものですから。分かりました。確かに、デューデリの的にやって、これからもますます精度を高めていけばできなくもないということですよ。ありがとうございます。ほか、どなたかどうぞ。では八田先生、どうぞ。八田先生の次、大西委員に。

○八田委員

すみません。宣伝費のことについてちょっと一言申し上げたいと思います。

先ほど大西委員が確かおっしゃったと思いますが、例えばオール電化をやるということが長期的には料金の低下に役に立つというようなことを立証できるなら、それはそうしなさいということだったのです。私も、もし立証できるのなら、そのとおりだと思います。

宣伝費として何を認めてよくて何を認めたらまずいかということは、大体のガイドラインはできると思うけれど、非常に多くのは微妙なもので、それを何か裁判所できちんと決めてもらわないとほとんど不可能だと思います。

ただし、私は現在我々が抱えているもう一つの問題は、どこのテレビ局にどれだけ払ったかというのは誰も分からないことです。規制料金の費用として含まれている宣伝費の情報公開は、きちんと義務づけるべきだと思います。ただし、自由化部門はいくらでも宣伝費を使っていいし、それを情報公開する必要もない。だけど、例えば送電線の費用、これは総括原価の部分です。それから家庭のところに広告を使っているならば、それはどういうものに幾ら払いましたというのは全部情報公開する。その条件だけで、極端なものは左と右を外したら大体かなりの程度自主規制が進むのではないかと思います。自主規制が進まなくても、少なくとも消費者は情報をきちんと持つようになりますよね。

○安念座長

しかし、非規制自由部門の広告宣伝というのと規制部門の広告とは分けられるものですか。ワイドショーでやっているではないですか。何となくほよーんと雰囲気的なコマーシャルをやっていますが、ああいうのはどちらなのですか。

○八田委員

全部公開するとなると、やはり自由化部門でということになるのではないですか。

○安念座長

そういうものですか。どうぞ、大西委員。

○大西委員

先ほどの修繕費についてというところなのですが、これも松村委員がおっしゃるように届け出た数字と実績が一致することの方が珍しくて、それを上回らないこと自体は問題ないのですが、ただその範囲がどうかということがまず私どもとしては一つだということです。通常の企業で、例えば事業部の評価をするときに予算を作って実績を評価するときに、ある意味予算のバーが低ければ必ず達成するのですよね。原価ですから、逆に修繕費をある程度高めに見て、実績は必ず下回る、こういうことがここでないかどうかと。このそういう過剰だということを私どもがつかんだわけではないのですが、ただ事後的にそういう調整をしたという事実からはどう考えるかということと、誰もそれを検証をしていない。この二つのことからすると、何らかのミスが入ってもおかしくないのかなという議論なのかなと思っています。

それから、ちょっと前に永田委員の方からおっしゃられた、資本が少ないのでそれを報酬率でうんぬんという話があるのですが、ただ逆に、通常の企業だと資本が少なければ当然資本増強というのをいろいろな市場なり何なり自助努力で調達すべきで、逆に料金でやるということは料金の需要家が資本増強するみたいな話になるので、そこはちょっと普通の企業からすると必ずしもそういうふうなために報酬率がバッファーがあってもいいという議論とは違うのではないかなとは思っています。

○安念座長

秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

先ほど来話の出ています稼働率の低い発電所の資産をどう考えるかという扱いです。これはピーク時であるとか緊急時の対応のために持っているものも多いと考えられますので、これをすべてなくしてしまうというのはないと考えています。それは、先ほども申し上げましたが一般の企業であっても原価の一部にピーク時対応の設備は算入されているわけですから、これは入れておいてもいいのではないかと。ただ、そう言って際限なく計上されてしまっても困りますから、どこまで入れるかというのは、これがなくて安定供給が損なわれたときのコストとの経済合理性で判断するのではないのでしょうか。先ほど時価というお話もありましたが、相当古い発電所が恐らく稼働が低いものというのが多いのだと思いますので、時価は低いと推察されます。比較の中で適正な残すべき水準、組み入れるべき水準というものを検討してはどうでしょうか。

それから宣伝費についてですが、これを宣伝と呼ぶかどうかというのはあるのですが、情報公開を今後一層やっていきたいと思いますということになりますと、情報公開のためにも費用がかかるわ

けです。この情報公開の部分と宣伝の部分の区分けというのが先ほど来出ていますように難しいところはあるのですが、独占部分の販売促進のための費用は本来入れるべきではなくて、啓蒙や情報公開にとどめるべきだと考えます。一方、自由化部分においては販促の原価参入も含めて自由に費用構造を決めるということなのかと考えています。

もう一点、今回経営・財務の調査委員会が調査をなさったのが本当に一つのスタートでありまして、丁寧にいろいろなコストを精査なさったと思いますので、これをスタート時点として見ていくということと、それ以外には、恐らくここで指摘なさった以外にもきっと今までの枠組みを外して考えていくとできること、例えば先ほどデマンドサイドのマネジメントというお言葉もありましたが、そういう視点で検討すればできることもあるのかもしれないなと思います。そういったものを各々の会社が経営努力の範囲でインセンティブを与えられながら今後取り組んでいくということかと思っています。

それから、修繕費が毎年ずれていくということについては、もしかしたら調達方法の工夫が比較的今まではされていなくて、それによってそこにバッファの部分というのが残っているのではないかなということも想像されますので、今後は調達の方法を改善することによって単価を下げていくというようなことも考えていかれるのかなと思うのですね。それを取り入れることによって、多分このバッファ部分というのは減っていくのではないかなというふうには考えています。

○安念座長

そうなのでしょうね。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、永田委員。

○永田委員

先ほどの料金の中に織り込むべき適正は報酬範囲はどうか、その判断基準は何なのかというところですが、原価計算のやり方として、例えば発電部門と送電部門で各費目別に費目を直接ひも付けられるものは当然原価の中に織り込んでいきますと。二つ目のなかなかそこはひも付けにくいものというのは、配賦というやり方で何らかの一定の基準を設けて配賦しますと。それ以外に全く配賦もしにくい、例えば組織を維持するための寄付金的なものとかそういったものというのはなかなか電力料金に付加させるのは非常になじみにくいというような組織維持費的なものについては、例えば電力料金に付加させるのをやめるとか、その辺の入り口の費目の費消目的、その目的、何のために費消するのかということをきちんと入り口で、事業仕分けではないですが費目仕訳をしてその上で正式に原価として反映させるものか否かということを一見直すということが、地道な作業ですが1回やってみたらいかがでしょうかというのが私の感想です。

○安念座長

結局何だかんだ言っても、やらなければならないでしょうね。総論だけ議論してもしょうがない

いのだから、費目で、まずひもが付くのはひも付けで結構です、配賦できるのは配賦で結構です。もちろん配賦といっても、最後は目の子になってしまうのだけれど、とにかくそれをやる。そして最後に何だかよく分かりませんというのが残るということなのでしょう。しかし、細かい話ではありますが、業界団体への上納金というか、そんな下品な言い方をしてはいけないのかもしれませんが、そういうものはそれこそどんな業界にも業界団体はあって、さっき秋池委員が一番最初におっしゃったでしょうか、上場企業ならみんな何千万円か何億円か支出している。それは費用ですよ。利益処分としてやれと言う人は誰もいない。これはまさに、両面あるところの難しいところなのでしょう。どうぞ、松村委員お願いします。

○松村委員

今の意見には少し異議があります。異議というのは、普通の企業で、普通の自由競争市場で経営判断として行って当然という話と、地域独占と総括原価に守られた企業として同様のことを行い、その費用を規制分野の料金に転嫁してもいいかどうかという問題を、区別して考えていただきたい。自由競争市場で生きている企業だったら到底使わなかったような高コストを安易に認めてはいけないという議論は賛成しますが、自由競争市場でやっているから電力だって認めて当然という議論は、直ちには認められない。トヨタ自動車が広告を打っているという事実はあるのだから、東京電力がイメージCMを打って何が悪いという議論は簡単には受け入れられません。トヨタ自動車が広告費を打ち過ぎてその結果としてコスト高になって自動車が高くなったら、消費者はトヨタからは買わないという選択肢があるわけです。でも、東京電力の場合にはそういう選択肢はほとんどないわけですから、状況は全く違うということは認識する必要があります。だから、トヨタ自動車で許されることは、電力会社にすべて認められるという発想はやはりおかしいのではないかと。業界団体のコストだって同じだと思います。私はこの費用が規制料金の原価に入るのはいかかしく思います。

さらに極端に言えば、電中研に出しているお金も、本当に電力事業に必要な不可欠な研究のようなものも入っているかもしれないけれど、自分たちでは恥ずかしくて言えないようなことを代理で言わせるための費用だって入っているかもしれないわけです。そのような疑いのある機関に出すお金で、一括で渡してしまった資金をそのまま規制分野の費用に含めるなんて僕は問題外だと思います。配賦するといっても、そんなことだったらもともと委託契約を使って自分たちであらかじめ仕分けて透明にすることは可能なわけですから、配賦するなどという発想をする前に、自分たち透明化の努力をしてほしい。それを怠ってどんぶり勘定にして資金を抛出するならば、一定割合を研究部門に配賦して規制部門の費用として認めるのではなく、一切を認めないとするのが一つの見識だと思います。以上です。

○安念座長

そうですね。マーケットで、第三者から調達した場合には幾らになるかということを考えるのは重要なことなのでしょうね。どうぞ、ほかに。例えば人件費なんかについても何かは考えなければいけないだろうと思うのですが。別に、必ずご言及くださいということではありませんが、例えば人件費についてどういうふうを考えていったらいいのかなということをおもうのですよね。総括原価で守られているということは基本的には倒産しないということです。倒産しないというプレミアムはサラリーマンにとってはでかいですよね。ということは、その分安くてもいいのかなという気もするのだけれど、一方、それこそ安定供給が使命となると優秀な人材を高い給料を出しても集めなければいけないという理屈もあるのでしょうか。どんなものなのでしょうか。どうぞ。

○大西委員

どうあるべきかというより、タスクフォースで調べたときどうだったかというのを勝手に申し上げますと、実際は20%もしくは25%管理職はということで今現在は給与・賞与をカットしているのであれなのですが。その前というのは、確かに業界の中でいうと一番高いというのは多分マスコミだったりするのですが、それに近いぐらいに位置していて、ガス会社さんよりも高いという。かなり高いゾーンにあったことは事実です。ただ、それが通常の会社が経営努力をしてそれを培ったというものだったらいのですが、それが意味規制料金の中で原価に算入されているということであれば問題です。ただ、逆にいえばそこをどこまで原価に盛り込むべきかという議論というのもあり得るのかなという気はします。なかなか難しい問題なのですが。

○安念座長

どうぞ、八田先生。

○八田委員

マスコミのなかでも、特にテレビ局は数が限られているわけですから、規制に関しては、電力と非常に似た種類の問題を抱えています。それで、人件費の問題も、宣伝費の問題も、規制産業全体で、共通の基準で解決すべきだと思います。

少なくともガスの規制と電力の規制は、広告費について同じにすべきだと思います。だから、電気の方を厳しくしたら、ガスの方も厳しくする。それから、人件費についてももし何らかのガイドラインを付けるのなら、ガスの方にも似たようなものにすべきだと思います。

○安念座長

なるほど。ほかにどうぞ。困難が多そうですね、先行き。何か最後に一言ずつでもいかがですか。ぼちぼちこんなものにしましょうか。どうせいろいろな困難な議論を先行きしなければなり

ませんので、そろそろフリーディスカッションはこれぐらいにさせていただくといたしましょうか。それでは、どうしましょうか。政務官から何かコメントをいただけますか。では政務官、何かコメントを。そうはおっしゃらずに、何か一言。

○柳澤大臣政務官

私は民間の、しかも流通の競争の中で育ってきた人間ですから、こういう形になると東京電力だけの問題ではなくて、電力会社全部の問題と考えると、本当にこういうふうにならぬ、あるいは沖縄を入れて十に分かれていることがいいのかどうか。むしろ東と西を1本にしてしまっただけで、そうしたらまず経営陣も減りますしというぐらいの抜本的な議論も必要ではないかというふうにも思いながら。本来自由競争というのは数が増えた方がよくなって効率化になるのですが、この業態はちょっと違うのかなという思いもしながら、ちょっと聞かせていただいていたいました。

○安念座長

ありがとうございます。では、大臣。

○枝野大臣

大変熱心な白熱したご議論をいただいて、本当にありがとうございます。そして、安念座長がおっしゃられたように大変いろいろな難問があるということであらためて感じました。私の立場でどれぐらい中身の話に触れていいのかどうか、大変迷いながらですが、聞き流すなら聞き流していただきたいです。

お話を伺いながら、若干会計とかの専門ではない観点から少し感じたことを申し上げますと、宣伝費なんかとも絡む議論だと思うのですが、一般の民間企業であればお客さんが増えて売上が伸びるとするのは善だと思うのです。ただ、かつてはともかく、少なくとも最近はずいぶんそう言えるのかどうかというのがこの電力業界については言える。例えば、そもそもがピークカットをする企業努力をすれば設備投資が減って、むしろ利潤が上がるというような傾向というのはだいぶ前から出来上がっていた。いかに節約してもらってピークをならすかというのが実は企業努力だったりするというのは、多分、一般の民間企業と電力業界とは決定的に違うところがあるのではないのかなと。そういったことを、一方では自由化部門がある中でどう扱ったらいいのかなというのは、今日お話を伺いながら、もしかすると料金のところではやれる話ではない、もっと大きな意味での規制の話なのかなと思いつつも伺っていました。

それから、恐らく今後各論のところでは調達の価格がどうなのかという話になってくると思います。これは政治的に多分両面の話があって、一つはいわゆる系列企業とかファミリー企業とか、そこの問題です。つまり割高ではないかという問題と、一方では非常に下請けをたたいているのではないかというのも俗には言われている話があって、こういうところの兼ね合いは

規制業種であるだけにマーケットに任せておくというわけにはいかないというところもあって、今日出なかった課題の中で悩ましいなと思っています。

それから、給与や役員報酬の話は本当に私も悩ましく思っているところです。

それから、燃料費についてのインセンティブの話が若干ありましたが、これも私の立場で、もっと大きな話として、例えばどれぐらいリアリティーがあって実現可能だったかどうかは別として、例えば電力会社とガス会社あるいは複数の電力会社が組んで調達の努力をすれば、電力料金やガス料金について国際的な交渉力がもっとあったのではないかと。少なくとも、今後についてはそういうことをやっていかなければならない。そうすると、例えば安く燃料の天然ガスや原油を調達することについてもインセンティブが働かないといけないのかなというような問題意識を実は持っています。

それからもう1点、今日も若干出ていた話でできれば詰めていただけるとありがたいと思うのは、情報公開をどの範囲でどの程度の細かさでやっていただくのか。特に宣伝費などの話というのは、多分抽象的な宣伝費以外のところに、それこそ政治家を接待していたうんぬんという話まで含めていろいろな余計な経費がかかっていたということが言われている話の中で、相当程度の細かな情報公開が必要なのではないかと。ただ一方で、民間上場企業であるという制約とどういう線引きをするのかというのはなかなかここも難しいということをおもいました。本当にざっと今日の2時間弱の話でも多岐にわたる論点で悩ましい観点が多いのですが、ぜひ熱心なご議論の中で一つの方向性をお示しいただければと思っていますので、引き続き大変なご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○安念座長

大臣、どうもありがとうございます。それでは皆さまから今日いただきましたご意見を踏まえて、事務局で整理していただくこととなります。ただ、もう今日のご議論で、やらなければいけないことは大体分かって、ここから先はそれこそアイテムごとに一つ一つつぶしていくという作業をしていかなければならないのかなということをお痛感しました。必要に応じて今後も委員の皆さまからのプレゼンテーションをいただいたり、事業者その他の方々からプレゼンをいただいたりヒアリングしたりという作業もまたしていかなければならないのではないかと思います。それでは何かございますか。

なければ、これをもちまして第1回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議を閉会したいと思います。本日は大臣、政務官も含めまして、長時間にわたりご熱心に議論いただきまして、本当にどうもありがとうございます。事務的なことについては事務局からお願いします。

8. 事務連絡

○片岡課長

ありがとうございました。次回の日程につきましては11月の下旬を予定していますが、追って詳細については事務局からご連絡します。それから、一般の方の退席の方法についてはご案内いたします。大勢の方がいらっしゃいますので一時に退席しますと出入り口が大変混雑しますので、恐れ入りますが傍聴席の方々、大臣、政務官の退席後にこちらからゴーサインを出しますので、それから退席を開始していただければと思います。

では、本日はどうもありがとうございました。

【問い合わせ先】

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485